

障害児通所支援について

- P1…障害児通所支援とは
- P1…障害児通所支援の対象者
- P3…障害児通所支援の種類
- P6…利用の方法(手続きから利用まで)
- P7…市内の相談支援事業所
- P8…市内の障害児通所支援事業所
- P14…障がいのある子の福祉について相談できるところ
- P15…その他の制度について
- P16…丹波市障がい者福祉施策一覧

わからないことがあればいつでもご連絡ください。

丹波市 障がい福祉課
TEL 0795-88-5263
✉ shien@city.tamba.lg.jp

令和7年2月1日現在



1 障害児通所支援とは

障がいのある子どもが身近な地域で、障がいの特性に応じて必要な療育(発達支援)をうけることのできるサービスです。



療育ってなんですか？

障がいのある子どもの身体や心の発達を促し、家庭や認定こども園や学校などでの生活がしやすくなるように援助することです。



2 障害児通所支援の対象者

障がいがあり、福祉サービスが必要な子どもが対象です。



具体的には？

※1

- ・障害者手帳を持っている
- ・特別児童扶養手当等を受給している
- ・特別支援学級に入級している
- ・サポートファイルを持っている
- ・医師の診断書がある
- ・医師の意見書がある(福祉の必要性に関する記載があるもの)
- ・難病であることがわかる受給者証や診断書がある





これが障がい者手帳です。

- ・ 療育手帳
 - ・ 身体障害者手帳
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳
- の3種類があります。



これがサポートファイルです。

子どもの発達特性や日常生活での関わり方、医療機関や相談機関での記録、認定こども園・小中学校などでの支援計画等をつづったファイルです。



発達検査の結果報告書だけで、
福祉サービスの利用対象者になりますか？

発達検査は、心身の発達の状態を調べる検査のことです。
障がいのあるなしを診断するための検査ではありませんので、報告書のみでは、サービスの利用対象者とはなりません。



報告書以外に、次の①または②にあてはまる場合は対象になることがあります。

- ① 前記の、※1の要件にあてはまる場合
- ② 発達相談を受けている専門機関(※2)などがあり、その意見を聞き、福祉の支援の必要性が確認できる場合



※2 専門機関とは、川西こども家庭センター丹波分室や、丹波健康福祉事務所、市のフォローアップ相談などのことです。



障がい者手帳がなくても
対象になりますか？



障害者手帳がなくても、※1の要件のいずれかにあて
はまる場合はサービスの対象になります。



不登校ですが、対象になり
ますか？



不登校ということだけでは対象にはなりませんが、前
記の※1の要件にあてはまる場合は対象になります。

3 障害児通所支援の種類

児童発達支援／医療型児童発達支援

小学校就学前の6歳までの障がいのある子どもが主に通い、支援や療育を受けるサービス



認定こども園に通つ
ても利用できま
すか？



利用ができます。
認定こども園に通園した日(同一日)に、児
童発達支援を利用することもできます。

放課後等デイサービス

障がいのある小学生・中学生・高校生などが学校の授業終了後や長期休暇中に通い、学校や家庭以外の
場で、子どもたちが日常生活に必要な専門的な療育や、支援を受けるサービス



アフタースクールとは
違うのですか？



アフタースクールは、子どもの安全な居場所
の提供や、子ども同士の活動の機会、預かり
を目的にしています。
一方、放課後等デイサービスは療育を目的に
しています。併用もできます。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどにより外出がとても難しい障がいのある子の、居宅を訪問して療育を行うサービス



どんな子どもが対象になりますか？

医療的ケア(人工呼吸器を装着しているなど)が必要な子どもや、重い疾病などのため感染症にかかるおそれがある子どもが対象です。



保育所等訪問支援

保育所(認定こども園)、小学校など、障がいのある子が普段通っている場所に支援員が訪問し、集団生活への適応をサポートするサービス



訪問先は保育所(認定こども園)だけですか？

- ・認定こども園
- ・小学校
- ・特別支援学校
- ・乳児院
- ・児童養護施設



アフタースクールや、中学校、高校など、他の訪問先については市の障がい福祉課に相談してください。



保育所(認定こども園)などで、子どもについてくれる加配職員のような人がサポートしてくれるのですか？

訪問先となる保育所(認定こども園)や学校とも、必ず相談のうえ、利用をしましょう。



障がいのない子とある子が、ともに過ごせるようにするために、子どもへの支援と、認定こども園や学校の先生などへの専門的なアドバイスを行います。保育の手伝いや、勉強をサポートする加配の職員ではありません。



どのような場合に利用できますか？

訪問支援の目標や達成時期をあらかじめ設定し、必要な期間、利用します。

保育所(認定こども園)等に通っていて、集団生活に専門的な支援が必要な子どもです。

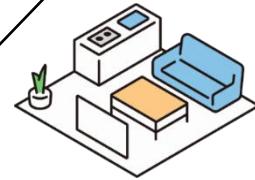
(例)

- ・集団生活に不適応を起こしている子ども
- ・特性等に応じた配慮がなければ不適応を起こす可能性のある子ども



福祉サービスを利用するためには、この「通所受給者証」が必要です。

手続きの方法などは、次でご紹介しています。



(一)
通所受給者証

受給者証番号	
通所給付決定保護者	居住地 刈谷ナ
	氏名
	生年月日
用意	刈谷ナ
	氏名
	生年月日
交付年月日	平成24年 4月 1日
支給市町村名及び印	2 8 2 2 3 5 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市長印 電話 0795-74-0221

4 利用の方法(手続きから利用まで)



STEP1 相談

※福祉サービスの対象になるかどうかわからない場合は、市の障がい福祉課(88-5263)にご確認ください。

- 相談支援事業所の相談支援専門員や、これまでに関わりのある市の保健師に相談してください。
- 丹波市内には、複数の相談支援事業所があります。
- その中から相談支援事業所を1か所選び、サービスや施設の利用について相談したい旨、電話で連絡し、面談をします。



相談支援事業所ってなんですか？

まずは相談支援事業所などに相談しよう

障がいのある子やその家族の相談に応じて、様々な制度や、地域のサポートなどの支援を取り入れながら、家や学校などで安心して生活できるように、一緒に考えてくれる窓口です。



どんな相談ができますか？

相談例は

- ・福祉サービスの情報を知りたい。
 - ・福祉サービスを利用したい。
 - ・子どもの関わり方のことで困っている。
- などです。



相談支援専門員ってどんな人ですか？

障がい児・者に関する福祉の知識と、一定の経験があり、専門の研修を修了している相談員です。



5 市内の相談支援事業所

事業所名 (運営法人)	所在地	電話番号	障がい児対応
みつみ生活サポートセンター (社会福祉法人みつみ福祉会)	丹波市山南町岩屋 635	70-0130	○
障害者相談支援センター「小鹿」 (医療法人社団清風会)(新規受入休止中)	丹波市氷上町香良 107	82-9502	大人のみ
丹波市社会福祉協議会相談支援事業所 (社会福祉法人丹波市社会福祉協議会)	丹波市春日町黒井 1500 ハートフルかすが内	74-4763	大人のみ
丹波市相談支援事業所 まごころ (丹波市)	丹波市氷上町石生 2059-5 丹波市健康センターミルネ 3階	88-5756	○
相談支援事業所 ゆきわりそーしゃるほーむ (株式会社ゆきわりそーしゃるほーむ)	丹波市春日町黒井 1674-1	74-0486	○
特定相談支援事業所 ポップたんば (社会福祉法人恩鳥福祉会)	丹波市柏原町柏原 4283-36 ポプラの家内	73-0501	大人のみ
相談支援事業所 ふるさと (株式会社ふるさと)	丹波市柏原町柏原 1303-1	73-2700	○
ほのぼの介護 相談支援事業所 (一般社団法人MKYガーデン)	丹波市市島町下竹田 1406-1	86-7530	○
相談支援センター たんば快援隊 (株式会社ネクステ)	丹波市氷上町横田 460-1	80-2945	○
相談支援事業所スマイルケア (株式会社スマイルケア)	丹波市氷上町市辺 683	80-1264	○
あしだメディケア・リンクス (医療法人社団アシダメディカルパートナーズ)	丹波市柏原町母坪 335-1-105	72-3577	○

※子どもの福祉サービスは○のついているところへ。

STEP2 事業所(施設)の見学や、必要なサービスを考える

- 相談支援専門員や保健師と、実際に利用したい事業所(施設)の見学をします。
- 支援が必要なところなどを整理して、必要な支援(サービスなど)を考えます。



市内の事業所しか利用できないのですか？

子どもにとって
必要な療育が
受けられるところを選びます。

市外、県外の事業所でも、事業所側の受け入れが可能であれば利用できます。

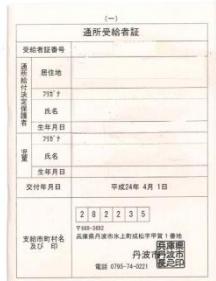


6 市内の障害児通所支援事業所

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号	児童 発達 支援	放課 後等 デイ サー ビス	居宅訪 問型児 童発達 支援	保育 所等 訪問 支援
丹波市通所支援事業所もみじ (丹波市)	丹波市氷上町石生 2059-5	88-5752	○	○	—	○
春日学園 カラフル (社会福祉法人みつみ福祉会)	丹波市春日町野村 65-1	75-1080	—	○	—	—
児童支援センターえがお芦田 (一般社団法人SSKT)	丹波市青垣町田井縄 371	87-2255	○	○	○	○
のびのび (一般社団法人ぽーたー)	丹波市柏原町大新屋 1114	88-5848	○	○	—	—
こども発達サポート いっぽ (株式会社IPPO)	丹波市柏原町柏原 980-2 柏原センタービル 401	88-5117	○	○	—	—
こども発達支援 Co-Co テラス (有限会社 博光)	丹波市柏原町柏原 5216	88-5623	○	○	—	○
こども発達支援 Co-Co テラス+ (有限会社 博光)	丹波市柏原町柏原 46	090- 3660- 7715	○	○	—	—
児童発達支援スタートライン (株式会社アウワーズ)	丹波市氷上町石生 153-3	88-5667	○	○	—	—

STEP3 「通所受給者証」の申請

- 利用したいサービスが決まれば、市役所(障がい福祉課又は各支所)に申請書を提出します。



これが「通所受給者証」です。

市が、子どもの状況をお聞きしたり、別途、書類をお願いしたりする場合もあります。



必要書類などは、相談支援専門員がご説明します。

STEP4 障害児支援利用計画案を作成

- 相談支援専門員と一緒に利用計画案を作成し、市役所(障がい福祉課)に提出します。

作成にあたり費用はかかりません。



障害児支援利用計画ってなにですか？

子どもの課題や援助方針をふまえ、適切なサービスの組み合わせを考えて作成されるサービスを利用した生活全体を記載した計画です。



計画にはどんなことが記載されますか？

課題、支援方針、必要なサービスの種類や日数、そのほか、学校や家庭、地域のこと、医療のことなどが記載されています。





どうやって作成するのです
か？

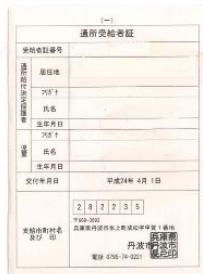
相談支援専門員が、ご自宅を訪問して子どもや保護者からお話を聞きして作成します。



計画案を見て、その計画でよければ保護者が「同意」(サイン)をして完成です。

STEP5 支給決定

- 障害児支援利用計画案にもとづいて、市が受給者証を交付(郵送)します。



届いたら、相談支援専門員や、
通っている(通う予定の)事業所
に見せましょう。

月に何日、利用ができるか、利用料の上限がいくらか、相談支援事業所がどこか…などが記載されています。

STEP6 サービス担当者会議が開かれます



子どものことを中心に、みんなが集まって話をする場です。



サービス担当者会議ってなにですか？

子どもの支援の方向性や、役割分担について話し合いをする会議です。



実際に事業所に通う曜日や時間、学校との生活の調整、支援の目的の確認や、細かい部分の打ち合わせや共有を行います。



だれが開催するのですか？



相談支援専門員が、開催します。



どんな人が集まるのですか？



子ども本人、保護者、相談支援専門員、利用する事業所(施設)の職員、認定こども園や学校の先生などが集まります。
必要に応じて、医療機関などが参加する場合もあります。

STEP7 障害児支援利用計画が完成

- 利用する事業所(施設)と契約します。
- 障害児支援利用計画が確定したあとに、利用する事業所(施設)では「個別支援計画」が作成されます。



個別支援計画ってなにですか？



一人ひとりの子どもに応じた、支援の目標や達成時期、支援の具体的な内容、支援の留意点などを
「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」などの領域を含めて記載した計画です。

6か月に1回見直しがあります。



障害児支援利用計画と
個別支援計画の関係はどうなり
ますか？

障害児支援利用計画は「サービスを利用し
た生活全体を記載した計画」で、個別支援計
画は、施設(事業所)内での「支援の計画」で
す。
2つの計画は連動していることが大切です。
お互い交換して、共有します。



学校や認定こども園での計画も
あります。関係はどうなりま
すか？

障害児支援利用計画や個別支援計画は、
認定こども園や学校での計画とも連動し
ていることが大切です。
サービス担当者会議などで確認し、お互
い交換して、共有します。



STEP8 サービスの利用がスタート

- 保護者は、サービス利用料の一部を負担します。
- 相談支援専門員が定期的にモニタリングをします。



障害児支援利用計
画や、個別支援計画
にそってサービスが
スタート！



サービスの利用料はいく
らですか？

受給者証には、1か月あたりの負担上限額が
記載されています。
違う施設(事業所)ごとに1回あたりの料金
が異なりますので、契約の時に説明を受けて
ください。





モニタリングってなにですか？

必要な時は、障害児支援利用計画を変更することができます。

相談支援専門員が、ご自宅を訪問して福祉サービスを利用しながらの暮らしがうまくいっているかなどを確認します。



モニタリングはいつするのですか？

緊急で行う時もあります。

認定こども園や学校、家庭での様子をお聞きしたり、実際に事業所(施設)や園などの様子を見に行くこともあります。



概ね6か月に1回です。
ショートステイ(短期入所)など、他のサービスを利用している人は3か月に1回の場合もあります。

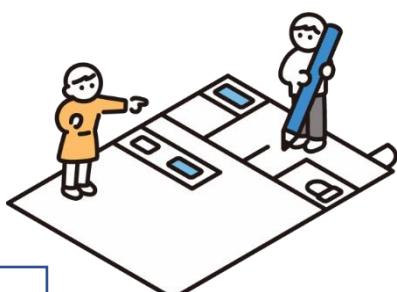


STEP9 モニタリング→更新(または終了)

- 福祉サービスの利用が必要なくなったときは「終了」します。
- 通所受給者証は、1年ごとに更新が必要です。



更新の手続きはどうしたらいいですか？



定期的にモニタリングをし、必要に応じてサービスの変更などをしながら暮らします。

9ページの STEP3「通所受給者証」の申請からの手続きをすすめます。





更新の時期は、いつですか？

通所受給者証に有効期限が記載されています。

市の障がい福祉課から、更新の案内を送付します。



7 障がいのある子の福祉について相談できるところ

名称	所在地	電話番号
丹波市立こども発達支援センター	丹波市氷上町石生 2059-5 丹波市健康センターミルネ 3 階	88-5752
丹波市障がい福祉課	丹波市氷上町常楽 211 丹波市役所本庁第 2 庁舎	88-5263
丹波市障がい者基幹相談支援センター	丹波市山南町岩屋 635	70-0080

※ご家族からの相談はもちろん、認定こども園や学校、地域などからのお問い合わせも可能です。

8 その他の制度について



ショートステイ(短期入所)は
どんなサービスですか？

障がいのある子が利用する福祉サービ
スで、施設(短期入所事業所)に一時的に
宿泊することができます。



ショートステイ(短期入所)は
どんな場合に利用できます
か？

次のような場合に利用ができます。

- ・ 保護者の介護負担の軽減や、休息が
必要な場合
- ・ 普段、介護などをしている家族が病
気や用事などの理由で一時的に介護
などができなくなった場合



ショートステイ(短期入所)を
利用したい時はどうしたらい
いですか？

生活するうえで、ショートステイ(短期入所)が必要になった
場合に、申請ができます。

担当の相談支援専門員に相談してください。(担当がない場
合は、市の障がい福祉課に相談してください。)

今は不要だけど将来的に利用するかもしれないという場合
は、必要になったときに相談して申請ください。





ヘルパーは子どもも利用できますか？

家族だけで介護が難しい場合、ヘルパーを利用することができます。(例、入浴時の支援)
障がい福祉のサービスですので、子どもの一般的なお世話や、家族が不在時の見守り等をすることはできません。



ヘルパーを利用したいときはどうしたらいいですか？

生活するうえで、ヘルパーが必要になった場合に、申請ができます。
担当の相談支援専門員に相談してください。(担当がない場合は、市の障がい福祉課に相談してください。)



9 丹波市障がい者福祉施策一覧

丹波市では障がいのある子どもが安心して暮らせるまちづくりのために、様々な事業に取り組んでいます。
丹波市の障がい者福祉施策についてお知らせします。

